

## 身体障害者障害程度等級 (肢体不自由)

### 上 肢

#### 1 級

- 両上肢の機能を全廃したもの
- 両上肢を手関節以上で欠くもの

#### 2 級

- 両上肢の機能の著しい障害
- 両上肢のすべての指を欠くもの
- 1 上肢を上腕の2分の1以上を欠くもの
- 1 上肢の機能を全廃したもの

#### 3 級

- 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの
- 1 上肢の機能の著しい障害
- 1 上肢のすべての指を欠くもの
- 1 上肢のすべての指の機能を全廃したもの

#### 4 級

- 両上肢のおや指を欠くもの
- 両上肢のおや指の機能を全廃したもの
- 1 上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1 関節の機能を全廃したもの
- 1 上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- 1 上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの
- おや指又はひとさし指を含めて1 上肢の3 指を欠くもの
- おや指又はひとさし指を含めて1 上肢の3 指の機能を全廃したもの
- おや指又はひとさし指を含めて1 上肢の4 指の機能の著しい障害

#### 5 級

- 両上肢のおや指の機能の著しい障害
- 1 上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1 関節の機能の著しい障害
- 1 上肢のおや指を欠くもの
- 1 上肢のおや指の機能を全廃したもの

- 1 上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害
- おや指又はひとさし指を含めて1 上肢の3 指の機能の著しい障害

#### 6 級

- 1 上肢のおや指の機能の著しい障害
- ひとさし指を含めて1 上肢の2 指を欠くもの
- ひとさし指を含めて1 上肢の2 指の機能を全廃したもの

#### 7 級

- 1 上肢の機能の軽度の障害
- 1 上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1 関節の機能の軽度の障害
- 1 上肢の手指の機能の軽度の障害
- ひとさし指を含めて1 上肢の2 指の機能の著しい障害
- 1 上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの
- 1 上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの

### 下 肢

#### 1 級

- 両下肢の機能を全廃したもの
- 両下肢を大腿の2 分の1 以上で欠くもの

#### 2 級

- 両下肢の機能の著しい障害
- 両下肢を下腿の2 分の1 以上で欠くもの

#### 3 級

- 両下肢をショパール関節以上で欠くもの
- 1 下肢を大腿の2 分の1 以上で欠くもの
- 1 下肢の機能を全廃したもの

#### 4 級

- 両下肢のすべての指を欠くもの
- 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの
- 1 下肢を下腿の2 分の1 以上で欠くもの
- 1 下肢の機能の著しい機能障害
- 1 下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの

- 1 下肢が健側に比して 10 センチメートル以上又は健側の長さの 10 分の 1 以上短いもの

#### 5 級

- 1 下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害
- 1 下肢の足関節の機能を全廃したもの
- 1 下肢が健側に比して 5 センチメートル以上又は健側の長さの 15 分の 1 以上短いもの

#### 6 級

- 1 下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
- 1 下肢の足関節の機能の著しい障害

#### 7 級

- 両下肢のすべての指の機能の著しい障害
- 1 下肢の機能の軽度の障害
- 1 下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか 1 関節の機能の軽度の障害
- 1 下肢のすべての指を欠くもの
- 1 下肢のすべての指の機能を全廃したもの
- 1 下肢が健側に比して 3 センチメートル以上又は健側の 20 分の 1 以上短いもの

### 体 幹

#### 1 級

- 体幹の機能障害により坐っていることができないもの

#### 2 級

- 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの
- 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの

#### 3 級

- 体幹の機能障害により歩行が困難なもの

#### 5 級

- 体幹機能の著しい障害

## 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（上肢機能）

### 1 級

- 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの

### 2 級

- 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの

### 3 級

- 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの

### 4 級

- 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

### 5 級

- 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障があるもの

### 6 級

- 不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの

### 7 級

- 上肢に不随意運動・失調等を有するもの

## 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能）

### 1 級

- 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの

### 2 級

- 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの

### 3 級

- 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの

### 4 級

- 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

## 5級

- 不随意運動・失調等により社会における日常生活活動に支障のあるもの

## 6級

- 不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの

## 7級

- 下肢に不随意運動・失調等を有するもの

## 備考

- 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うへの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に指定されているものは、該当等級とする。
- 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
- 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級により上の級とすることができる。
- 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。